

○農林水産省令第五十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項
第一号、第十六条の二第一項及び第十六条の三第
一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部
を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月四日

農林水産大臣 太田 誠一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「アズキソウムシ」の下に
「、アナナスシロカイガラムシ」を、「オナガミズ
アオ」の下に「、オンシツマルカイガラムシ」を、
「カメノコハムシ」の下に「、カンザワハダニ、
キイロハナアザミウマ」を、「ノコギリヒラタムシ」
の下に「、バイナツブルクロマルカイガラムシ」
を加え、同条第二号中「アルマテラ・リトセアエ」
の下に「、オドントグロツサムリングスボットウ
イルス」を、「ゲオトリカム・カンデイダム」の下
に「、シンビジウムモザイクウイルス」を加える。

別表一の一の項植物の欄中「てんさい」を「き
くごぼう、てんさい、にんじん」に改め、同表二
の項地域の欄中「イスラエル、イラク、イラン、
大韓民国、トルコ、パキスタン」を「大韓民国、
パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トル
コ」に改め、「アイルランド」の下に「、アゼルバ
イジャン、アルバニア、アルメニア」を、「イタリ
ア」の下に「、ウクライナ、ウズベキスタン」を、
「同じ。」の下に「、エストニア」を、「オランダ」
の下に「、カザフスタン」を、「ギリシャ」の下に
「、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ」
を、「スイス」の下に「、スウェーデン」を、「スベ
イン」の下に「、スロバキア、スロベニア、セル
ビア、タジキスタン、チェコ」を、「ドイツ」の下
に「、トルクメニスタン、ハンガリー」を、「ブル
ガリア」の下に「、ベラルーシ」を、「ポーランド」
の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニ
ア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネ
グロ、ラトビア、リトアニア」を加え、「旧ソビエ
ト連邦、旧チエコスロバキア、旧ユーゴスラビア」
を、「ロシア、カーボヴェルデ」に改め、「メキシ
コ」を削り、「チリ」の下に「、ペルー、メキシコ」

を加え、同表四の項地域の欄中「インド」の下に「、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「、エストニア」を、「オランダ」の下に「、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン」を加え、旧ソビエト連邦を「ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア」に改め、「メキシコ」を削り、「ボリビア」の下に「、メキシコ」を加え、同表五の項地域の欄中、「オマーン」を削り、「マレーシア」の下に「、オマーン」を、「ベルギー」の下に「、ポランド」を加え、「ザイル」を、「コンゴ民主共和国」に、「エルサルバドル、カナダ」を、「カナダ、エクアドル、エルサルバドル」に改め、「コスタリカ」の下に「、コロンビア」を、「ジャマイカ」の下に「、スリナム」を、「プエルトリコ」の下に「、ブラジル、ベネズエラ」を、「ベリーズ」の下に「、ペルー」を加え、「エクアドル、コロンビア、スリナム、ブラジル、ベネズエラ、ペルー」を削り、「トンガ、西サモア」を、「サモア、トンガ」に改め、同表六の項地域の欄中、「中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、台湾」を、「台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、アゼルバイジャン、アルメニア」に改め、「イタリヤ」の下に「、ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「、エストニア」を、「オランダ」の下に「、カザフスタン、キルギス、グルジア、スロバキア、タジキスタン、チェコ」を、「ドイツ」の下に「、トルクメニスタン」を、「フランス」の下に「、ベラルーシ」を、「ポランド」の下に「、モルドバ、ラトビア、リトアニア」を加え、旧ソビエト連邦、旧チエコスロバキアを、「ロシア」に改め、同表七の項地域の欄中「トルコ」の下に「、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタンを、「ギリシャ」の下に「、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「、スロベニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン」を、「ブルガリア」の下に「、ベラルーシ」を、「ベルギー」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア」を加え、旧ソビエト連邦、旧ユーゴスラビアを、「ロシア」に改め、「メキシコ」を削り、「ベネズエラ」の下に「、メキシコ」を加え、同表八の項地域の欄中「イスラエル」を削り、「中華人民共和国」の下に「、イスラエル」を加え、同表九の項地域の欄中「カナダ」の下に「、ガイアナ」を、「プエル

トリコ」の下に「、ペルー」を加え、「ガイアナ、ペルー」を削り、同表十一の項地域の欄中「イラン、シリア、中華人民共和国」を、「中華人民共和国、イラン、シリア」に改め、同表十二の項地域の欄中「シリア、中華人民共和国」を、「中華人民共和国、シリア」に改める。

別表二の一の項地域の欄中「、キプロス」を削り、「オランダ」の下に「、キプロスを、「ギリシャ」の下に「、クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「、スロベニア、セルビア」を、「ベルギー」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「ポルトガル」の下に「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を加え、旧ユーゴスラビア、アフリカ州を、「モンテネグロ、アフリカ、パミュータ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル」に改め、「コスタリカ」の下に「、コロンビア」を、「ニカラグア」の下に「、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）」を、「パナマ」の下に「、ブラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、パラグアイ」を加え、「アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル」に改め、「グアイ、ブラジル、ペルー、ボリビア、パミュータ諸島、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）」を削り、同表二の項地域の欄中「同じ」の下に「、ネパール」を、「フィリピン」の下に「、プータン」を加え、同表三の項地域の欄中「仏領ポリネシア」を、「フランス領ポリネシア」に改め、同表四の項地域の欄中「タンザニア」の下に「、モリシャス、レクニオン」を加え、同表五の項地域の欄中「アフガニスタン」を、「インド、中華人民共和国、パキスタン、ミャンマー、アフガニスタン」に、「インド、キプロス、シリア、中華人民共和国、トルコ、パキスタン、ミャンマー」を、「シリア、トルコ」に、「ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、アフリカ州」を、「欧州、アフリカ」に改め、「メキシコ」を削り、「ボリビア」の下に「、メキシコ」を加え、同表六の項地域の欄中「アフリカ州、北アメリカ州（カナダを除き、西インド諸島を含む。）、南アメリカ州」を、「アフリカ、北米（カナダを除く。）、中南米」に改め、同表七の項地域の欄中「北アメリカ州（カナダを除き、西インド諸島を含む。）、南アメリカ州」を、「北米（カナダを除く。）、中南米」に改め、同表八の項地域の欄中「トルコ」を削り、「ヨーロッパ州（アルバニア及びギリシャを除く。）、旧ソビエト連邦」を、「トルコ、ギリシャ、ルバニア、キプロス及びギリシャを除く。）、アルジェリア、チュニジア」に改め、同表九の項地域

の欄中「ギリシャ」の下に「、クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ」を、「ベルギー」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「ポルトガル」の下に「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ」を加え、「旧チエコスロバキアの欄中「イスラエル、インド」を、「インド、イスラエル」に改め、「アイルランド」の下に「、アゼルバイジャン、アルメニア」を、「イタリヤ」の下に「、ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「、エストニア」を、「オランダ」の下に「、キルギス、グルジア」を、「スペイン」の下に「、タジキスタン」を、「ドイツ」の下に「、トルクメニスタン」を、「フランス」の下に「、ベラルーシ」を、「ポランド」の下に「、モルドバ、ラトビア、リトアニア」を加え、旧ソビエト連邦を、「ロシア」に、「北アメリカ州（西インド諸島を除く。）」を、「北米」に改め、「アルゼンチン」の下に「、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ」を、「ボリビア」の下に「、ホンジュラス、メキシコ」を加え、同表十一の項地域の欄中「キプロス」を、「パキスタン」に改め、「アイルランド」の下に「、アゼルバイジャン、アルメニア」を、「イタリヤ」の下に「、ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「、エストニア」を、「オランダ」の下に「、カザフスタン、キプロス」を、「ギリシャ」の下に「、キルギス、グルジア」を加え、「チェコ共和国」を、「タジキスタン、チェコ」に改め、「ドイツ」の下に「、トルクメニスタン」を、「フランス」の下に「、ベラルーシ」を加え、旧ソビエト連邦を、「モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア」に改め、「パナマ」を削り、「チリ」の下に「、パナマ」を加え、同表十二の項地域の欄中「アラブ首長国連邦」を、「ミャンマー、アラブ首長国連邦」に改め、「ミャンマー」を削り、「ヨーロッパ州（オランダを除く。）、旧ソビエト連邦」を、「欧州（オランダ及びキプロスを除く。）」に、「エルサルバドル、カナダ」を、「カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル」に改め、「ドミニカ共和国」の下に「、ニカラグア」を、「プエルトリコ」の下に「、ブラジル、ベネズエラ」を加え、「ニカラグア、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル、ベネズエラ」を、「メキシコ」に改め、同表十四の項地域の欄中「ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、北アメリカ州（西インド諸島を除く。）」を、「欧州（キプロスを

除く。）、北米、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ」に改め、同表十六の項地域の欄中「、キプロス」を削り、「オランダ」の下に「、キプロス」を、「ギリシャ」の下に「、クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ」を、「ポランド」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を、「モルドバ」の下に「、モンテネグロ」を加え、「ルクセンブルク、ルーマニア、旧チエコスロバキア、旧ユーゴスラビア」を、「ルーマニア、ルクセンブルク」に改め、同表十七の項地域の欄中「イエメン、及び「、サウジアラビア」を削り、「ネパール」の下に「、パキスタン」を加え、「アフリカ州」を、「イエメン、サウジアラビア、アフリカ」に改め、同項植物の欄中「バルサモトラス・ダウイ」の下に「、ミクロシトラス・アウストララシカ」を加え、同表の付表第二中「オーストラリア連邦」を「オーストラリア」に改め、同表の付表第三中「オランダ王国」を「オランダ」に改め、同表の付表第五中「スワジランド王国」を「スワジランド」に改め、同表の付表第七中「オーストラリア連邦」を「オーストラリア」に改め、同表の付表第八中「スペイン王国」を「スペイン」に改め、同表の付表第十二及び第十五中「フィリピン共和国」を「フィリピン」に改め、同表の付表第十七中「タイ王国」を「タイ」に改め、同表の付表第三十一中「フランス共和国」を「フランス」に改め、同表の付表第三十五中「コロンビア共和国」を「コロンビア」に改め、同表の付表第三十八中「チリ共和国」を「チリ」に改め、同表の付表第三十九中「アルゼンチン共和国」を「アルゼンチン」に改め、同表の付表第四十中「タイ王国」を「タイ」に改め、同表の付表第四十二中「ベルギー王国」を「ベルギー」に改め、同表の付表第四十五中「イタリヤ共和国」を「イタリヤ」に改め、同表の付表第四十七中「メキシコ合衆国」を「メキシコ」に改める。

別表三の五の項植物の欄及び同表六の項植物の欄中「ベルノキ」の下に「、ミクロシトラス・アウストララシカ」を加える。

別表六の五の項植物の欄及び同表六の項植物の欄中「バルサモトラス・ダウイ」の下に「、ミクロシトラス・アウストララシカ」を加える。

附則
この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。